

## 第74回長崎県個人情報保護審査会会議録

### 1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年3月13日(月) 午後1時から午後3時まで
- (2) 場所 長崎市出島町12-20 長崎タクシー会館 4階会議室

### 2. 出席した委員の氏名

堀江憲二会長、小林透委員、長尾久美子委員、武藤智浩委員

### 3. 出席した事務局職員

県民センター 田中センター長、渡辺補佐、荒木係長、中西主任主事

### 4. 出席した実施機関職員

県警察本部広報相談課 草野課長、川上補佐、辻職員  
県警察本部情報公開センター 浅海室長  
こども家庭課 山瀧参事、橋口主事

### 5. 会議に付した案件の名称

- (1) 諮問(制)第25号事案  
個人情報のオンライン結合について
- (2) 諮問(制)第26号事案  
個人情報の収集について

### 6. 議事内容

- (1) 諮問(制)第25号事案答申案の審議

#### ア 概要説明

事務局から諮問事項及び条例の概要説明を行った。

#### イ 実施機関説明

実施機関から諮問事項について具体的に説明を行った。

#### ウ 実施機関質疑及び審議

(会長)

説明がありましたが、質問その他ありましたらお願いします。

(小林委員)

説明は以上で終わりですか。最初の平成 18 年度に諮問してオンライン結合が認められますよね。前回と今回の違いというか、今回は何で新たに諮問されたのか教えてください。

(実施機関)

前は当時ホームページを開設する予定でしたのでホームページだけを特定して諮問しておりましたが、今回はそれを拡充して SNS を含めたインターネット全部に拡大してご審議を諮ろうかと思っております。

(小林委員)

まず、オンライン結合の定義がわかっていないんですが、ホームページで公開するだけであればオンライン結合っていうのに該当しないと思うんですが、理解が間違っていますか。

(事務局)

解釈運用基準の第 9 条第 1 項関係 ( 2 ) によりますと「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」とは、電子計算機と電子計算機やその端末等を通信回線で結び、情報の発生するところから端末機器等を用いて直接入力し、又は入力した結果を必要とするところに直接出力させる方法をいうとありますので今回 WEB ページというものはパソコンからサーバーへ直接入力し、サーバーから端末に出力させることができるため今回のケースはオンライン結合に該当するものと思われま

(小林委員)

ということはホームページ掲載はオンライン結合ということですよね。

(事務局)

はい。

(小林委員)

であれば、前回認められているのになぜ今回諮問されるんですか。

(事務局)

条例 7 条第 2 項の最後の行にその提供の内容を変更するときも審査会の意見を聞くことになっておりますので、今回のケースとしては内容の変更として諮問があったものであります。

(小林委員)

であるとする、どういうものからどういうものになるという説明がなかったら判断ができないと思うんですが。

(実施機関)

失礼しました。資料1をご覧ください。今回、前回の諮問に比べて変更したところを記載しております。まず、システムの名称、こちらは先ほど草野から説明があったとおり、長崎県警察ホームページを利用した広報システムをインターネットと幅広く SNS を含んだ部分でシステムの名称を変更しております。つづきまして、提供対象の個人の類型ですが、こちらのほうは本人又は関係者からの同意がある情報、これを記載として追加しております。最後にひとつ飛びまして、オンライン結合による提供の必要性についてでございますけれども左側に線を二行ほど引いておりますが SNS は情報の即時性、最新性、経費の低廉性といった特徴があり、警察情報の提供においても時代のニーズに適合した効果的な手法と考えられるということで、必要性の部分を追加しております。これがこちらで今回変更をお願いしたいという部分でございます。よろしく申し上げます。

(小林委員)

ありがとうございます。だとするとこの下線の本人又は関係者からの同意がある情報というのは具体的にどういうものを指すのでしょうか。これを読んだら仮に公表してはいけない情報、たとえば写真とかそれを本人が同意したから公表できるわけではないと思うんですが、公序良俗から考えるとですね。この言い方はすごく曖昧なような気がしたので具体的にどういったものがあるかを教えてください。

(実施機関)

今、個別の想定というお話にはならないとおもうんですけれども、警察広報ですので非常にいいことをした方の表彰を行ったりもいたします。表彰するときにも当然顔写真も掲載してより警察に貢献していただいたことについてもっとも県民の皆様に周知して協力をいただくために写真を公表する場合に特定の個人の顔写真を公表することも想定されます。その想定に際してその顔写真のご本人に了解をいただかないと、やはり個人情報としてどういう風に保護を行っているのかということに一抹の問題点を考えたものですから HP についてはご本人にしっかり了解を得て情報として提供するというものを現在想定しております。

(小林委員)

旧諮問の中で括弧書きに書いてありますよね。氏名とか年齢とか。顔写真も入ってますよね。ということは旧諮問のときはこれを括弧書きに書かれていた情報は本人あるいは関

係者からの同意がなくても掲載をしていたという判断なのでしょうか。

(実施機関)

失礼しました。当然いままでの HP のときでもそういう顔写真を掲載するときは本人の同意をいただいております。前回 18 年の諮問のときに本人の同意の記載を諮問書のほうにうたってなかったものですから、今回 SNS を新たに導入するに当たりその言葉を明確にしたいということでその部分を追記させていただいております。

(小林委員)

最後の確認になると思うんですが、だとすると新諮問の中に氏名、年齢、性別、人相特徴、顔写真、罪名、所属団体等、この「等」が気になるんですけど、これに書かれている情報以外は仮に同意があっても公表されないという理解でよろしいでしょうか。

さっきの私の最初の質問は、たぶんこれはこれに書かれている以外の情報を本人から同意があれば公表するという風に受け取ったんですが。なのでさっきの質問をしたんですが。

(事務局)

補足としてご説明を差し上げたいと思うんですけれども、諮問書のインデックスの 2 枚目のページなんですけれども、下の表のシステムの名称、提供対象の個人の類型、提供先とあって最後にオンライン結合による提供の必要性等とあるんですが、そこに治安維持のための情報であったり、警察職員の採用に関する職員照会等の情報、公安委員の活動記録などが目的とされておりましてこれらに係るものが本人の同意があれば掲載するということになってくるのではないかと考えられます。

(堀江会長)

整理しますと、広報のシステムの手段の問題と広報する中身の問題がありますね。手段方法としては今までホームページだったのを SNS というものに変えると、これもこちらで諮問して検討しないといけないとなってるわけですかね。それが 1 つ。それからこれまでやった内容がちょっと変わると、本人又は関係者から同意がある情報というところまで広げられると。ちょっと質問なんですけど、どういうものを HP とか SNS とかでオープンにする事項というのは法の規定で何かしぼりがあるんですか。小林先生は範囲の問題で質問をされてるわけでしょ。

(小林委員)

そうです。最初私が疑問に思ったのは中身ですよ。情報の中身が変わるんだったら何がかわるか教えてほしいなと、そうじゃないと判断のしようがないと思うんですが。

(堀江会長)

闇雲になんでもオープンにしていいいわけじゃないはずなんですよ。だから警察行政として余分でない必要な事項だけしかオープンにならないと。それを HP でやりたいと。今度は SNS でやりたいとなっていく。そういうところだろうとおもうんですけどね。

(実施機関)

今回 SNS に情報を載せる中身につきましてはですね。県民の犯罪被害防止等に関する注意喚起ですとか県警察の主要な取組、採用情報、災害情報、それから県警が主催する各種イベントの開催情報を SNS によって広報をしたいと考えております。したがって、この中に個人情報が出てくると顔写真とか出てくると思うんですがその辺については慎重に判断をしまして、本人の了解がある場合に掲載すると。そういうやり方でやっていきたいと思っております。基本的には個人情報は開示できないという部分はございますけれども公共性とか捜査目的によって開示できるものは開示していくという風に考えております。

(堀江会長)

最初に言われたどういう情報を公開したいかというのを言われたと思うんですが、それは3つか4つか言われたと思うんですがそれは何かで規定されているのかっていうのが私の最初の質問なんですよ。

(実施機関)

今回提供させていただく予定としておりますフェイスブックページの運用要領というのを策定しまして、その運用要領で情報の内容を規定していくというふうに考えております。

(堀江会長)

運営要領をつくってあるんですか。今から作ろうとされてるんですか。

(実施機関)

作っております。

(堀江会長)

過去 HP で広報するのも内容はこういうものに限定しているというものがあつたと。それは変わらないわけでしょ。

(実施機関)

そのとおりでございます。

(堀江会長)

次の質問はプラスアルファで本人又は関係者から同意のある情報というのがプラスされたわけですね。このプラスアルファというのは具体的にはどういうものが想定されているのか。変なものがプラスされているのでなければ前回と変わらないというわけなんですけれども、それはどういうものなんですかね。

(実施機関)

表彰とか警察職員とかそれ以外の方たち、そういう顔写真が出てまいりますのでそういうところについて本人の了解同意を得るということでございますけれども、これについては以前からやっていたんですけれども、文言として当時平成 18 年の諮問に出していなかったものですから明確化を諮ったというものでございます。

(小林委員)

明確にしていだきたいのは旧諮問でこれは了承されているわけですね。これに書かれている情報を警察の HP に公開すること自体は前の諮問時に了解されているわけじゃないですか。で、ここははっきりさせていただきたいんですが、今回の諮問では提供する情報は基本的に変わりません。ただし、本人又は関係者から同意のある情報という「条件」を追加するんです。ということ今回で諮ってほしいということなのか。そうじゃなくて氏名とか所属団体とか顔写真とかそれ以外の個人情報を本人の同意があれば提供したいんだということを了承してほしいといっているのかどっちですかということです。

(実施機関)

前者のほうになるうかと思えますけれども、条件を追加したもののみということで考えていたければと思います。

(堀江会長)

前者ということですよ。そうすると本人又は関係者から同意のない情報はオープンにできないということになりますよ。指名手配者の顔写真というのは指名手配者の同意が必要なんですか。私はそういう風には理解せずに同意のある情報であれば今までのもの以外にプラスアルファとしてオープンにできると。だからそれをプラスしたんだと思っているんですよ。だからそういう情報とはどういう情報なのかと聞いたら、顔写真とか言われるからわからなくなるわけですよ。プラスアルファでどういうものを想定しているのかね。

(実施機関)

今言われたとおりですね、確かに所謂指名手配とか当然相手の了承は取れないということ、これを本人の同意があるということを前提とすれば提供自体ができないということ

になりますので、こちらは類型のところの訂正の話になるんですが、類型のところは指名手配者、事件事故関係者、警察職員、公安委員等と4項目となっており「等」で何でも読めるというような表記になっております。等で読むのはあまりにも乱暴であるということで本人又は関係者から同意がある表彰のときの写真、そういったところをこちらのほうで読もうということで、別立てでもうひとつ文言を追記して表記すると、そういう風なイメージを持って、「等」の部分というのは読みすぎると諮問の内容を使いすぎになるのでそれ以外に通常で本人から同意がとれる事例について別立てで表記をさせていただくということで内容を整理したいと思います。

(堀江会長)

内容を整理したいとは。

(実施機関)

整理しますというのは、この情報だけでは不十分ということで本人又は関係者から同意がある情報というものを追記させていただいておりました。

(堀江会長)

今、おっしゃられていることはこちらには資料も何もない部分なんです。ですから何をプラスしたいのか或いはそうじゃないのか。それを整理してわかるように説明していただきたいんですよね。こちらは絶対反対とかではなくて、よく聞いて理解した上で検討したいと思っているんですよ。それで、まず、HPでオープンにできていた事項というのが要するに条例の第9条では普通は個人情報の提供をしてはならないとなっているんだけど2項で公益上必要がありとか、個人の権利利益を不当に害する恐れがないとかこういうことに関しては個人情報でもオープンにしていいということで前の諮問で指名手配等の関係の資料とかは個人情報であってもこれでいけるんだと。それをHPにのせるというのがゴーサインが出てたわけですよ。今回それはそのまま維持するわけですよ。プラスアルファでそれ以外でも本人又は関係者が同意したものは盛り込んでいいですよ。若干増えるか増えないかはわかりませんが、増やす方向での諮問なんですよ。とするとそれが何なのかというのを具体的にわかれば教えてほしいというところでお聞きしているんだけど。具体的にどういうものが想定されているかわかりませんか。或いは他の都道府県警も同様の規定を持っているとかね。どういうのがそれに該当するのかとか。

(事務局)

実施機関のほうから協議をさせていただきたいとのことで、5分間休憩とさせていただけないでしょうか。申し訳ありません。

(事務局)

再開させていただきます。

(実施機関)

話が一転二転して申し訳ありません。最終的に実施機関で打ち合わせして、これを一番最後の話とさせていただきたいんですけども、今回お話を本人の同意があるものとしていたのはこちらのほうとしては本人の同意も更なる制限として非常に重要な項目になることから追記したということなんですけれども先ほど委員さんからお話があったとおり、指名手配とか事件関係者等本人の同意が取れないというのを受けて、では同意が取れるのはどうなのかという整理の部分ではまったくこちらのほうでは先ほどの写真の話とか出したんですけどもその程度の考えであくまで同意を前提としたこの HP とか Facebook の作業を実施機関として最大限同意を取るよという項目でこの一文を追加しておいたというところで、従来の HP とのやり方となんら変えるつもりがあったものではありません。したがってこの一文は実施機関がここまでやりますよというところがあまりにも表に出て委員さんを混乱させているということですので可能であればこの一行を削除させていただいて個人情報を提供する基準としては HP と SNS とはなんら変更してないということで整理をさせていただこうと考えているんですけども、この一文を削除させていただく方向でご審議いただけないかということで提案させていただけないかということでございます。

(堀江会長)

本人又は関係者からの同意のある情報というのはカットするということですか。

(小林委員)

掲載する情報は増えませんかということですか。

(実施機関)

そのとおりでございます。HP でも SNS でも増えないということです。

(堀江会長)

立ち上がったことになるかもしれないですけど、県警本部長から諮問というものが来ているんですね。今の部分をカットするということは県警本部長からの諮問の内容を変更することにはならないですか。

(事務局)

確かに会長がおっしゃるとおり、県警本部長さんからの諮問ということなので事務方で



どうこうできることではないと思いますが、審査会としてこの部分は意味がないであるとか元に戻すべきであるというような答申はできるのではないかと思います。ただやはり会長がおっしゃるのようにいったん諮問は出ておきながら諮問を変更することはやはり難しいのかなと、です。ですのでこの部分を除くものとして答申を行う方向でご審議いただけないでしょうか。

(長尾委員)

カットしたほうがいいんじゃないかという答申をとということですね。

(堀江会長)

いずれにせよ、本人又は関係者から同意のある情報というのが具体的にどういうものかというのがわかればある程度の判断ができるかと思うんですけども。

(事務局)

実施期間のほうとお話しましたけれどもその辺については従来となんら変更はないということで所謂確認のためにこの文言を必要だという判断のもとあげてきていただいたという経緯がございます。今までの説明にもありましたとおり、基本的には従来の HP 上での公開をしていることと変わらないということでございます。

(堀江会長)

変わるか変わらないかは具体的にどういったものを想定しているかわからないと実際変わるか変わらないかこっちはわかりませんよ。変わらないならこのプラスアルファをする必要なかったわけですからね。反対とかではなくて。

(小林委員)

さっきから言っているんですけど、反対ではなく、論点をはっきりさせましょうと。つまり公開する内容自体を変えようとしているのか。単なる HP からフェイスブックを使うということを審議してほしいのか。或いは両方なのかどうなんですかということだけなんですけどね。徒に時間をかけたくはないので。

(実施機関)

委員おっしゃるとおり従来 HP でやったことを SNS でもやっていこうということがございます。当然指名手配とか事件事故関係者、職員、公安委員等の個人情報については従来どおりやっていくんですけど、今までもやっていたとおり一般の方についても了解を得てやっておりました。でこれにつきましても引き続きやろうと文言を入れてるんですけどそういう住み分けといいますか考え方でやっていきたいと思っております。

(小林委員)

そこはよくわかったんで、であれば今回の諮問の内容である SNS 使う云々の確認の質問があるんですが、ちょっと心配しているのがフェイスブックというと誰でも簡単に作れるので、要するにフェイクニュースの事件が大きく問題になっていますよね。例の熊本地震でもライオンが逃げたみたいなのが大きな問題だったんですけども。要するに県警さんを作りすましてそういう情報を出す可能性が増えると思うんですね。もちろん県警さんの HP 自体をまねて作る人もいないとは限らないんですが、たぶんそれよりはハードルが下がると思うんです。フェイスブックにすると。その辺の対策はお考えでいらっしゃるでしょうか。

(実施機関)

お答えいたします。不正アクセスという部分もあろうかと思えますけれども、そういう部分についてはフェイスブックはパスワード認証とコード認証という二段階認証となっております。またフェイスブックページを作る担当を広報相談課に置きその執務室のインターネットの端末からアクセスする場合にはユーザーID とパスワード入力による認証というのを加えまして登録している携帯電話番号にショートメールでコード入力によるコード認証によることを行っております。いずれにしてもそういう不正アクセス等によって SNS が改ざんされることがないように適正に運用していくということでございます。

(小林委員)

ありがとうございます。ただちょっと私の質問はそういうことではなくて、もちろん県警さんのフェイスブックのページ自体が乗っ取られて改ざんされるのは大変なことなので今おっしゃっていただいた対策は絶対必要だと思うんですが、私の質問はそうではなくて全然違う人が県警さんを HP 上で偽って立てる場合が考えられますよねということを行っています。所謂フィッシング詐欺のことを言っています。

(実施機関)

お答えします。長崎県警察の HP 上に長崎県警察のフェイスブックの URL を掲載するとともに、今後、内部規定通達などを出す予定になっているんですけどもフェイスブックページの URL を掲載する予定になっております。その通達についても HP 上で公開する予定にしております。以上です。

(小林委員)

是非、これから第三者が成りすましができないような対策を考えてください。お願いします。

(堀江会長)

ほかに質問等はありませんか。

実施機関の質疑はこれで終了してよろしいですか。

それではこれで聴取を終わります。実施機関の皆さんご苦労様でした。

(堀江会長)

それでは審議に入ります。

(小林委員)

前回の諮問のときに本人から了解を得るって言うのはある意味当然のことなんじゃないかとおもうんですが、今回入れたってことは前回のときはなかったってということなんですかね。

(堀江会長)

前回はですね。前回の答申というものがありますよね。前回の諮問書の裏に諮問にかかる事項という表があるんですよ。この表の3番目、提供対象の個人の類型、指名手配者、事件事務関係者、警察職員、公安委員等。これについては氏名性別云々となっているわけですよ。指名手配者というのは同意はいらないとおもうんですね。もともと同意がいらないうちでということなので9条の2項を適用して公益上の必要かつ個人の権利利益を害する恐れがないときというので同意がないものもオープンにしていっていいというような諮問の回答があったということは把握してるつもりなんですよね。ただこれ指名手配者のほかに公安委員だとか警察職員だとかがありますので、そういうのはやっぱりよっぽど必要といっても原則は当然同意を得ることだろうとおもうんですよね。そういうのがいままであって運用されているはずなのに、さらに今度あれが必要かというところかとおもうんですけど、本部長の諮問の内容を見ると、そのところを具体的に書いてないですよ。削っても問題ないような気がするんですけど。そうすると前回の違うのはHPがSNSに変わるだけということになって今小林先生が言われたような弊害部分をできるだけなくすようにというような形でただし書きをつければ問題ない気がするんですが。

(小林委員)

はい。そうおもいます。

(堀江委員)

簡単にすむとおもってたんですが。

(小林委員)

すみません。余計なこと言っちゃったかもしれません。これみたらそうおもいますよね。比較表見たら新しい情報追加するという風に普通読めませんか。

(堀江会長)

そう読むしかないですね。

(長尾委員)

私も事前に聞こうとおもってもらった資料に付箋を貼っていた部分でした。

(事務局)

実施機関としては書くことで明文化して本人の同意を取るということを厳格にしようとおもわれたところがあって追加ということでおっしゃってありました。

(堀江会長)

内容はこれまでとかわるところはないということですね。

(長尾委員)

諮問書自体にこの項目を挙げられたということで、諮問書の内容のここを削除することになるとおもいますけれども、そのときに運用の中で必要な個人の同意はとるということはあるのではないのでしょうか。この文言が必要ないという答申するとしても。

(堀江会長)

公安委員の年齢とか性別とかに関しては同意を当然取ったほうがいいんでしょうけど、指名手配者については別でしょう。これまで運用でやってきたものにわざわざそれをつけるのは。

(長尾委員)

一般の方で表彰をされた方が写真とか所謂詐欺事件の銀行の人の写真とかおそらくそういうものもこれで使うということが想定されてるとおもうんですね。この公安委員等の「等」の中に入るのはそういう一般の方もおそらく含まれるのではないかとおもうですね。

(堀江会長)

そういうのは事件事故関係者っていうのがありますので、そういう人たちの情報っていうのもあるんでしょうけれども。

どうしましょうか。絞りをどうするかですね。SNSであるというのは小林先生が言われ

た弊害の除去に努力するよというこでいいとおもうんすよね。今のカットするかどうか。その辺はどうでしょうか。新諮問の中に載ってますよね。本部長からの諮問書からは具体的に入ってないですけども諮問の比較表なんかは実施機関が作ってるわけしょ。それには入っているわけすよね。それに対するやっぱり具体的な応答っていうのは必要になるわけですか。

(事務局)

そうですね。実施機関が作られた諮問書で県警本部長の決裁が取られておりますので、削除したいとは言われたんですけども、一応ある前提で審議をしていただいて、今実施機関から説明があったようにまったく意味のない情報ということで答申の中でそれを削除するというような方向性でのご審議であれば答申が可能なのではないかと考えております。

(堀江会長)

どうしますか。プラスアルファの具体的情報ではないというのが間違いなければそれは今までやってたのにできるだけ同意を得てという主旨にとるんですかね。

(長尾委員)

削ってもいいのでは。

(小林委員)

不思議なのは、たとえばこの諮問が同意を得る必要がないっていふうにしたいということで諮問をしたいというふうにされたのだったらわかるんですけど、そもそも同意を得るというのは当たり前だとおもうので、わざわざこれを諮問されなくてもいいとおもうんです。仮にここが同意がなくても載せます。載せたいんです。だったらそれは諮問になりえとおもうんですけど。

(堀江会長)

触れずにやりますか。

これに触れずに SNS についてのみ必要性があるという答申をすると。これでいいですかね。

(長尾委員)

これは必要ないという形で。触れないという形で。

(堀江委員)

明記するかどうかはどうなんですか。

(事務局)

書き振りとしてたとえば諮問事項にこれが入っていたがこれは従来と変わらないから改めて判断するものではない。とかっていうような言い方はできるのかなと。

(堀江会長)

書きぶりは事務局で案を作成してみてください。

(事務局)

逆に何も入れないということになると、この諮問事項がそのまま残ってしまうので、答申の中でなんらかの形で触れざるを得ない形になろうかとおもいます。

(堀江会長)

ではいいですかね。答申は私と事務局とでやり取りをするという形で。

【異議なし】

## (2) 諮問(制)第26号事案答申案の審議

### ア 概要説明

事務局から諮問事項及び条例の概要説明を行った。

### イ 実施機関説明

実施機関から諮問事項について具体的に説明を行った。

### ウ 実施機関質疑及び審議

(堀江会長)

それではただいまの説明について質問その他お願いします。

(小林委員)

とても大事な取組だと思うんですが、ちょっと疑問でこれは何で平日の昼間は撮らないんでしょうか。

(実施機関)

平日の昼間は職員が多数在席しておりますので、防犯上必要な通報であったりとかそういったものに関しては多数の職員で対応できるという認識でございます。

(小林委員)

本当ですか。普通防犯カメラというのは抑止力があるとおもうんですね。平日の昼間だ

って悪いことしようと思えば入ってくるわけじゃないですか。小学校の事件だってそうですよね。だから何で昼間撮らないのかっていうのはすごい疑問なんです。本当にいいんですかそれで。昼間撮らなくても。夜間と休日だけの諮問ってということですか今回は。本当に大丈夫なんですか昼間撮らなくて。という確認です。

(実施機関)

抑止力に関しましては、防犯カメラを設置しているということで特段いつからいつまで録画しているというようなことは不審者に対してつける防犯カメラなのでそういう掲示はする予定はございません。ですので抑止力に関しては十分防犯カメラがあるということで発揮できると考えています。

(小林委員)

わかりました。でも証拠能力は大丈夫ですか。本当にいいんですか。昼間撮らなくても。職員さんのカメラで撮るんですか。もし不審者が入ってきたら。昼間。防犯カメラがあればずっと残ってますよね。不審者の顔とかが。万が一ぱっと来てぱっと逃げていっても証拠残るじゃないですか。それが残らないことになりますよね。それは大丈夫なんですか。老婆心かもしれませんが人の命にかかわることだとおもうのでコメントしました。

逆に昼も撮るとなると何か問題があるんでしょうか。何か夜とか休日だけにした理由はさっき職員が多いからって言うだけですか。別にカメラなんて電気使うだけだからまわしておけばいいとおもうんですが。

すみません。それは実施機関さんが考えることなので夜間とか休日だけでいいんですということであればもちろんそれで審議しますので。

(長尾委員)

私もわざわざ昼間をしないっていう根拠って言いますか。先ほど職員がいるからっていうことではなくてそのほかの理由があるのか。なぜ職員がいたらなくていいのかっていう理由も含めてですね。それともうひとつ、防犯カメラは長崎のセンターはしてあるかどうかをお尋ねします。

(実施機関)

今回の児童相談所関係につきましては今回の佐世保と長崎のほうにありまして、長崎のほうのセンターについては、同じく19年に相談機関統合ということで設置をされているんですけども、そのおりに建物自体は新たに移転改築みたいな形でやっておりますのでそのときに防犯カメラを設置しております。モニターでありますとか録画機能というのを備えたものをつけておりますので今回は諮問しておりません。あと昼間については、積極的なイメージはなかったんですけども今回の防犯カメラを設置するに当たり相模原の事件

自体が夜間の職員の体制が薄い時間帯にあったということもありまして、それが切欠で今回の設置をしてるというのが夜間とか休日であるというときに重点的にと言う意味で今回設置をしたいと考えておりましたので、昼間の録画に関しまして機能についてまた業者のほうと話をしてみまして、折り合いがつけばその辺のことも検討したいとおもっております。

(小林委員)

ある意味保険だと思ふんですよ。保険っていうのはかけたりかけなかったりすると意味ないんですよ。だからずっとかけ続けないと。仮にね、これで昼間とってなかったとするじゃないですか。で、昼間に悪い人が入ってきて、実は防犯カメラとってないですよといったら非難されますよ。間違いなく。何でそんな投資して防犯カメラつけてるのに切ってるんだと。絶対非難されますよ。そこをやはり考えられてどうしたらいいかを決められたほうがいいと思いますよ。県民のためにね。すみません。コメントです。

(堀江会長)

殺傷事件があったのは佐世保であったんですか。

(実施機関)

相模原市ですね。

(堀江会長)

防犯カメラ設置するのは8台ですか。年間の予算はいくらくらいになるんですか。

(実施機関)

年間というのは設置する費用ということですか。設置するには150万程度かかる予定でございます。

(堀江会長)

あんまり高くはないんですね。大体こういうところで不法侵入者とかいうのはどういうのを想定しているんですか。やっぱり子どもとなんらかの関係がある人とか恨みを持っている人とかそのあたりを想定しているんですか。

(実施機関)

そうですね。児童相談所は性格上子どもさんの安全を図るために一時的にお預かりする場所なんですけど、場合によっては児童虐待等で保護者と意向が対立する場合があります。そういった場合に保護者からの強い引き取り要求であるとかおしかけであるとかというの



もひとつ想定があるのかなとおもいます。ただそれ以外の方もたとえば児童相談所に以前相談をされた方でそのときの対応について何か不満があるという方が押しかけてくるという場合もあります。そういったものも想定して今回設置ということを考えております。

(堀江会長)

平日の昼間なんかはそういうのが入ってきても犯人の人定には事欠かないしということなんでしょうけれども。

(実施機関)

一応基本的には平日昼間は門扉は全部開けてますから玄関までずっと入ってこられるわけです。体制としては警察のOBの方を入り口のところに配置しております。あと基本的には職員がそういった方に対応するというよりはまずは110番通報という対応をしております。

(堀江会長)

ほかにありますか。ではいいですかね。実施機関の方ありがとうございました。

それでは審議に入ります。

8箇所設置するでしょ。それは配線なしでいくんですかね。宿直室なんかで全部見れるんですかね。

(事務局)

有線です。宿直室で見れるようになります。

(堀江会長)

それで全部で150万ですか。

(小林委員)

今カメラ安いですからね

(堀江会長)

で保存期間6ヶ月でそこで消して次また使えるわけですか。

(小林委員・長尾委員)

使えます。電気代だけになります。

(堀江会長)

何かありませんか。認めていいですね。

(長尾委員)

はい。

(堀江会長)

平日の昼間はどのようにするのかっていうのはもうまかせていいんじゃないですかね。

(小林委員)

もちろんそれは実施機関の判断なのでわれわれがどうこう言う問題ではないとおもうんです。

(堀江会長)

何の付言もなく必要性が認められるという答申でいいですか。

(事務局)

今諮問書を確認したところ、休日夜間に限ってるので答申のほうで昼間も検討することという付言などは必要ないですか。

(長尾委員)

今、働かれてる方の感触としてここだけでいいんだってという特別な思いがあられるんだったらあえて審査会から積極的には。さきほどの答えだったらどちらがいいかなとはおもうんですが。

(事務局)

付言の中でソフトに将来的にこういうことも検討していったらどうですかという言い方もできるかとおもうんですが。

(小林委員)

たとえばやっぱり平日も撮りますとなったらまた諮問されるんですかね。時間の無駄の様な気もするんですが。

(事務局)

そうならないように答申案に盛り込みますか。

(小林委員)

そもそも不審者に対してこんなことまでやらないといけないのかって。本当に不審者だけだったら、さっさとやってくださいとおもったりもするんですが。

(事務局)

古い話で、パスポートのところに防犯カメラをつけたんですがそのときの審査会で議論が紛糾しましてこれが先例を得たという判断してはいけないという答申をいただいているんですよ。社会情勢も変化しているわけですから。防犯カメラって言うのは一定認知されているという話なので、個別に生じないような格好で、というのは実は県庁舎が新しくできるんですが、そのときにまとめて県が設置する防犯カメラで取れないかなと考えてはいるんですが。

(堀江会長)

結局はどうでしょうか。

(長尾委員)

休日夜間のところのコメントを。

(小林委員)

限定されて諮問しますといわれてるんですから別にこれに対しては OK でそれ以上でもそれ以下でもない気がしますけど。余計なこと言わなくてもいいかなと。さきほどいったのはコメントって言ったのは、コメントであって正式な意見ではないので。そこまでいうとわれわれがちょっと言い過ぎのような気がしますよね。平日撮ったほうがいいんじゃないかっていうのは。彼らの業務自体をわかっていないから。だからあまりいわないほうがいいような気がします。

(事務局)

方向性としましては認められるというみの答申ということでしょうか。

(長尾委員)

昼間も撮ったほうがいいねってなったときにはわざわざここに諮問があるんですか。

(事務局)

そうですね。諮問を変更するときというふうなことが考えられますのでその際は改めてなのか。たとえば新県庁舎の防犯カメラの諮問の際に一括して認められることができればこの諮問自体が立ち消えというか一本化されるような流れにはなるかとおもわれますの

でそこで改めて昼間も取れるというような判断をいただければ大丈夫なのかなとおもっております。

(堀江会長)

いいですかね。答申は事務局と私におまかせいただきたいとおもいます。

## 7. その他

(1)阿部委員退任の連絡